

福岡市消費生活サポーター制度

事業者サポーターとは

超高齢社会や高度情報通信社会の進展，また悪質商法の手口の巧妙化などから，高齢者等の消費者トラブルが多発し，その被害が深刻化しています。

福岡市では，消費者被害を未然に防止し，高齢者等が地域において安全安心に暮らせるよう，地域において見守り活動を行う人材を育成する『消費生活サポーター』事業を実施しています。

平成29年度に，見守り活動を強化するため，『事業者サポーター』制度を創設しました。事業者のみなさま方には，ぜひご登録いただき，連携・協力して見守り活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

◆事業者サポーターになるには（要件）

福岡市内に事業所を有する法人その他団体で，社会貢献活動についての実績を有し，かつ消費者被害を防止する活動と消費者行政への協力を行う意思を有する事業者のみなさま。

◆登録手続

要件を満たした事業者と新たに消費者被害を防止する活動等について個別に協定を締結します。福岡市と包括連携協定を締結した事業者においては，要件を満たすものとし，個別の協定は締結しません。協定を締結した事業者には，登録証およびステッカーをあわせて交付します。

◆活動内容

事業者の本来事業に支障のない範囲で，次のいずれかの活動を行っていただくものです。

- 消費者トラブルを未然に防止するための広報啓発活動
- 事業活動中における声かけ等の消費者被害未然防止活動
- 消費生活センターによる啓発活動等の支援
- 消費者教育の推進

◆消費生活センターからの支援

- 悪質商法の手口や対処法などの啓発資料等の提供および貸出し
- 地域での啓発活動に関する助言 などご要望に対応させていただきます。

<お問い合わせ先 >

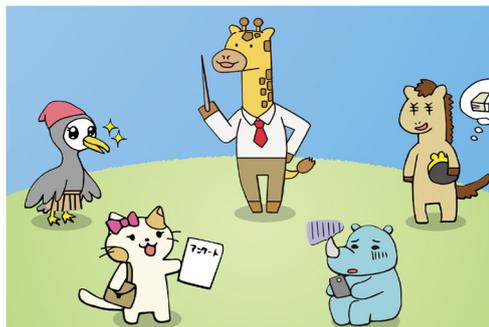
福岡市消費生活センター教育啓発係

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

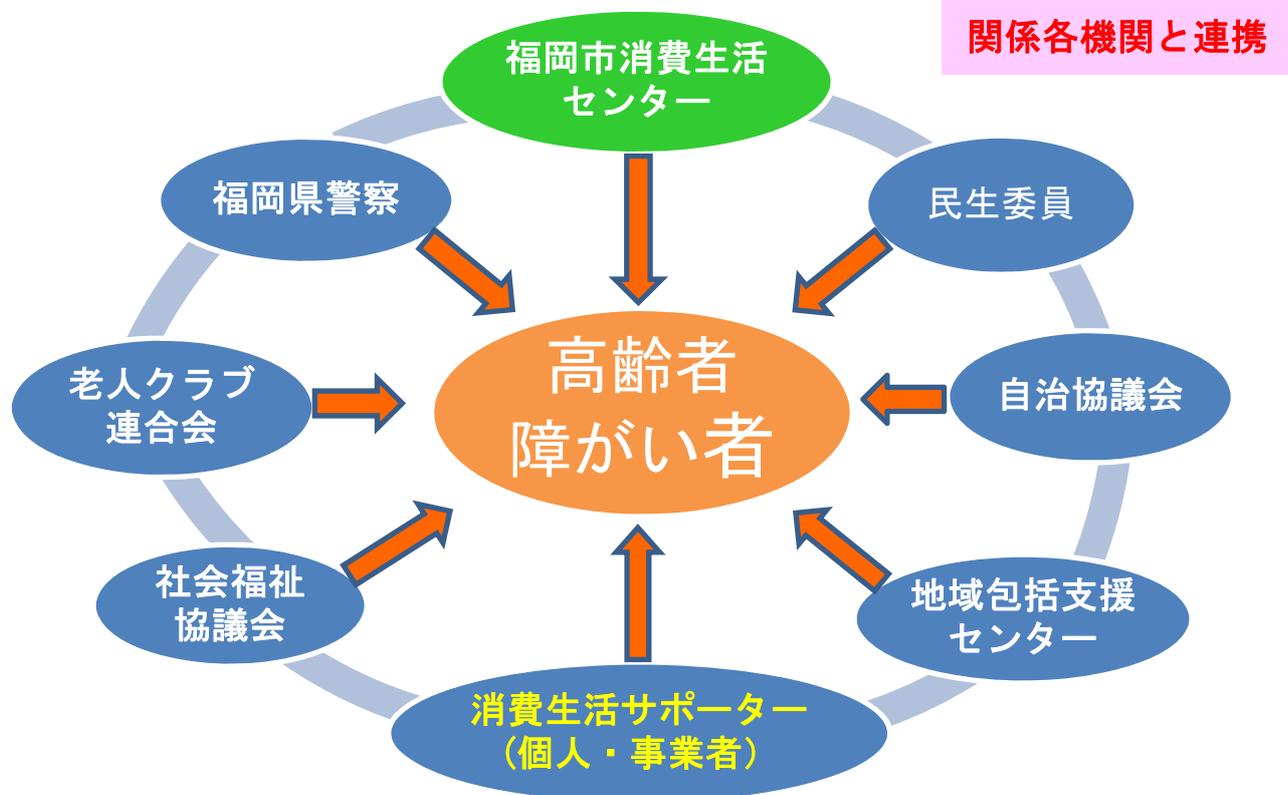
TEL:092-712-2929

FAX:092-712-2765



高齢者等の消費者被害の防止に係る 見守りネットワークのイメージ図

令和5年3月末 27事業者様と連携させていただいています



事業者サポーター (福岡市と協定を締結)

【令和4年度 連携開始事業者】(2事業者)

- ・社会医療法人原土井病院
- ・医療法人和仁会福岡和仁会病院

※敬称略

【令和3年度 連携開始事業者】(1事業者)

- ・社会福祉法人福岡市社会福祉協議会

【令和2年度 連携開始事業者】(1事業者)

- ・一般社団法人福岡市薬剤師会

【令和元年度 連携開始事業者】(8事業者)

- ・医療法人順和
- ・社会福祉法人順和
- ・公益社団法人福岡医療団
- ・社会福祉法人ちどり福祉会
- ・特定非営利活動法人地域福祉を支える会そよかぜ
- ・医療法人寺沢病院
- ・医療法人福岡桜十字
- ・社会福祉法人ふくおか福祉サービス協会

【平成30年度 連携開始事業者】(6事業者)

- ・九州電力(株)福岡支社
- ・西部ガス株式会社
- ・グリーンコープ生活協同組合ふくおか
- ・布亀株式会社
- ・太陽生命保険(株)福岡支社
- ・ココネット株式会社

【平成29年度 連携開始事業者】(9事業者)

- ・第一生命保険株式会社
- ・エフコープ生活協同組合
- ・明治安田生命保険相互会社福岡支社
- ・(公益)福岡市シルバー人材センター
- ・福岡市農業協同組合
- ・(株)セブソールブソジャパン
- ・イオン九州株式会社
- ・福岡市内郵便局
- ・(株)ローソ